

市税および料金などの

滞納者に対する徴収を強化します

「強制徴収公債権の徴収強化」

市が行っているさまざまな行政サービスは、市民の皆さんに納めていただいている税金や各種料金などを財源として提供されています。

しかし、残念ながら一部の市民による滞納が生じており、市では徴収の強化を進めています。

そこで、徴収の取り組みについて、本号と2月20日号の2回に分けて紹介します。

徴収体制の強化

市税などを滞納することは、行政サービスの低下を招くこととなり、納期限内に納付している多くの市民の皆さんとの公平性が保てないこととなります。

市では、滞納者に対して、法令に基づく滞納処分や強制執行を行うなど、徴収体制を強化します。市民の皆さんのご理解をお願いします。

市の債権の分類

市の債権(税金や料金など)は、発生原因により次の2つに分類されます。

- ・公債権Ⅱ行政処分により発生する債権
- ・私債権Ⅱ契約などの当事者間の合意により発生する債権

このうち公債権は、滞納が発生した場合の徴収方法により、さらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます(下図の「債権の分類」とおり)。

強制徴収公債権は、市が滞納処分を行うことができ、非強制徴収公債権および私債権は、裁判所を通じた手続きにより強制執行することができません。

本号では、強制徴収公債権の徴収強化について紹介いたします。

強制徴収公債権の滞納処分の流れ

強制徴収公債権の滞納処分の流れ

定められた期限までに納付がないと「滞納」となります。税金や保育料などの強制徴収公債権を滞納し、督促や催告を行っても納付いただけない場合は、滞納している人の意志に関わらず滞納となっている市税などを強制的に徴収する滞納処分を行います。

滞納処分は、滞納している人の財産を差し押さえ、動産や不動産は公売などにより換価(売却など)し、滞納となっている市税などに充てます。

差し押さえる財産を決定するため財産調査を実施します。調査は金融機関への預金調査、勤務先への給与調査、取引先への売掛金調査など、滞納者の財産を占有する第三者に対して行います。滞納処分などの流れは、次ページのとおりです。

主な強制徴収公債権の徴収の取り組み

■市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、地方税法や介護保険法などの規定に基づき、預金、給与、年金、動産、不動産などの差押えを実施し滞納市税などに充てています。

平成29年度における差押えによる納入額は、約880万円となっています。

また、市税については、平成30年4月より納税者の利便を向上するため、コンビニエンスストアおよび東北管内の

ゆうちょ銀行(郵便局)での納付、インターネットを利用したクレジットカード決済による納付が可能となりました。

■保育料

保育料を滞納した場合は、通知書・電話による催告を行います。その後も納付されなければ、訪問・呼び出しによる徴収や、児童手当などの支給時期に合わせて計画的に納付するなどの指導を行っています。

なお、保育料は、児童福祉法の規定により、市税などと同様に滞納処分をすることができます。そのため、財産の差押えに向けた財産調査を行い、預金や給与の差押えを行うなど徴収を強化していきます。

■下水道事業受益者負担金

下水道事業受益者負担金は、公共下水道に関わる事業に要する費用の一部に充てられます。

受益者負担金を滞納した場合は「督促状」を送付し、送付後も納付や相談がない場合は「戸別訪問徴収」を実施します。戸別訪問徴収後においても納付や相談がない場合、財産の差押えに向けた財産調査を行い、預金や給与の差押えを行うなど徴収を強化していきます。

また、受益者負担金の納付は、年4回の5年分割(20回払い)となりますが、申し出による一括納付も可能です。

■下水道使用料

下水道使用料は、下水処理場の運転や下水管の補修などの費用として使われます。

下水道使用料を滞納した場合は、下水道使用料は水道料金と合わせて徴収していることから、「給水停止警告書(警告文)」を送付します。

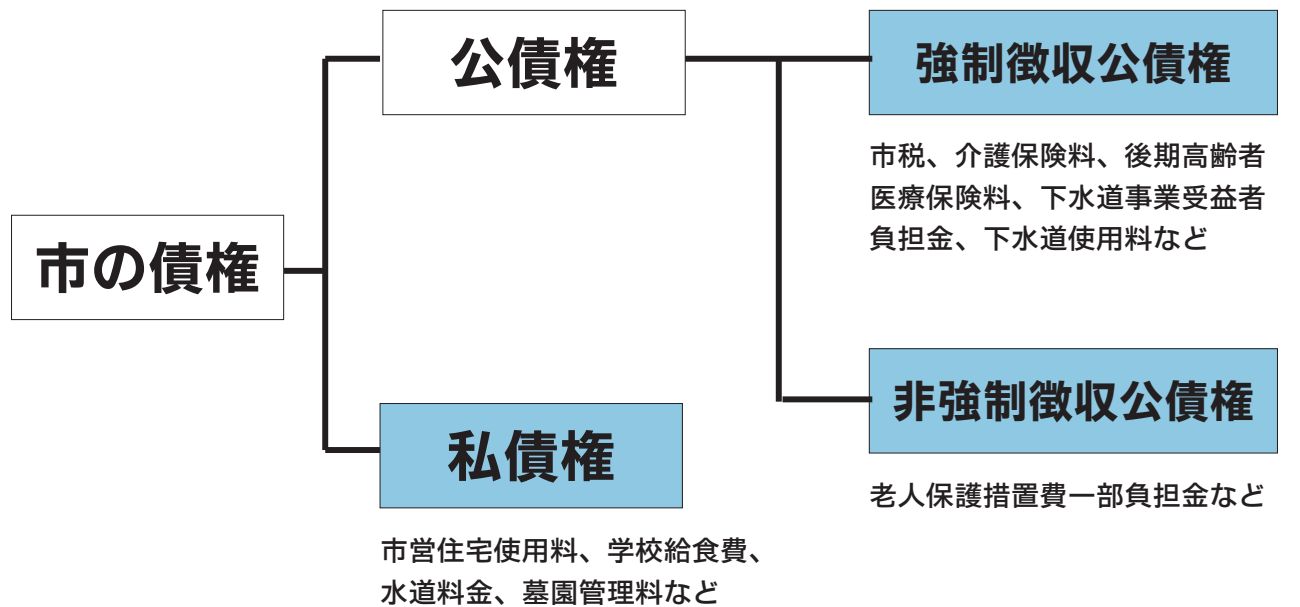
一定期間経過しても連絡がない場合は、「給水停止決定通知書(最終通告文)」を送付し、それでも納付や相談がなければ、給水停止を行うとともに、財産の差押えに向けた財産調査を行い、預金や給与の差押えを行うなど徴収を強化していきます。

なお、下水道使用料の「納付書払い」は、市内の金融機関、コンビニエンスストアおよび市役所窓口で納付することができます。

納付が困難な場合は「まよこ相談」

納付の意思があるにも関わらず、失業、病気、事業の休業などにより収入が著しく減少したなど納付が困難な場合は、一人で悩まず、また「払えないから」と放置せず、担当課

債権の分類



に必ず相談してください。生活状況をお聞きしながら、納付の相談に応じます。

2月20日号では、非強制徴収公債権および私債権の徴収強化についてお知らせする予定です。

▽問い合わせ先

・市税、介護・後期高齢者医療保険料Ⅱ税務課収納係 (☎内線157)

・保育料Ⅱ子ども課保育係 (☎内線192)

・下水道事業受益者負担金Ⅱ下水道事業所 (☎内線201)

・下水道使用料Ⅱ水道事業所 (☎内線174)

「納付忘れ」の防止には

口座振替が便利です。納付忘れによる滞納が見受けられます。納期どおりに振り替えされる「口座振替」もご利用ください。

滞納処分などの流れ

